

2 高環共第 130 号
令和 2 年 5 月 22 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境
の保全の見地からの知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気
事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 の規定に基づく環境の保全の見地から
の意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、高知県土佐清水市及び幡多郡三
原村において、最大で総出力 38,000kW の風力発電所を設置するものです。

本対象事業実施区域は、土佐清水市及び三原村の行政界付近に位置し、周辺の山頂
周辺には自然植生のアカガシ群落が分布するなど、多くの動植物が生息又は生育する
重要な自然環境が残された地域です。また、今ノ山山麓を源とする益野川の河口部
は、足摺宇和海国立公園に指定されています。

本事業計画の検討に当たっては、近傍に他事業者による風力発電事業計画があるこ
とを鑑み、両事業が実施されることとなった場合、累積的な環境影響が懸念されるこ
とから、他事業者による風力発電事業計画の情報を収集し、両事業を実施すること
となった場合の影響について、調査、予測及び評価を行うよう強く求めます。

また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調
査、予測及び評価を行うとともに、地域住民等に本事業の環境影響評価について積極
的に説明を行う必要があります。

特に、次の各論に示す事項について適切に環境影響評価を実施し、予測される影響
に対しては、事業内容を十分に精査した上で、環境影響評価準備書以降の図書に調査
内容及び経緯等を適切に示してください。

1 総括的事項

(1) 関係地域内の住民や団体等との調整

今後、環境影響評価手続きを進めるに当たっては、事業の内容及び環境影響に
ついて、地域住民や地域の観光団体等の関係者に対し、必要な情報を提供し、科
学的な根拠に基づき具体的かつ丁寧な説明を行うことにより、理解を得られるよ
う努めるとともに、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計画を検
討・策定すること。

その他、説明会の開催に当たっては、多くの人々が参加できるよう十分な周知を行うとともに、地域住民等から類似施設の視察等の要望があった場合には、可能な限り真摯に対応すること。

(2) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、専門家等から得られた助言や意見について、適切に評価し、計画への反映を行うこと。

その他、得られた調査結果を可能な限り開示すること。

(3) 累積的な環境影響について

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、環境影響評価手続中であることから、今後、事業者間での十分な協議・調整を踏まえた事業計画の検討が行われなければ、環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮し、事業の内容を検討した上で実現可能な事業計画を次回の準備書に記載すること。

また、他事業者が計画している風力発電事業のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の配置等を検討し、その経緯等を次回の準備書に記載すること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討しないこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の住居等からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境へ

の影響を回避又は極力低減すること。

イ ブレードから発生する風切り音の他、風車のナセル等の機器から発生する騒音等について調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

ウ 騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について最新の知見に基づき調査、予測及び評価を行うこと。

エ 生活環境への影響については、その影響が発生した場合に備え、風力発電施設の設置前及び供用開始後に適宜調査を行い相関関係を示すことができるように努めるほか、供用開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

オ こうした予測、評価や対策について、地域住民等に対して、論文等の知見に基づき、適切かつ具体的な説明を丁寧に行うこと。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域に含まれる土佐清水市周辺は短時間雨量が非常に多い地域であり、平成13年9月に発生した高知西南豪雨の際は、土佐清水市付近を中心に猛烈な雨が観測され、山腹からの土砂等の流入により、益野川下流において濁水が流出する等甚大な被害を受けた経緯があるため、工事中及び、供用開始後において、土砂の流出等が発生しないよう、その影響について調査、予測及び評価のうえ、影響の回避又は極力低減を行うこと。

イ 対象事業実施区域の一部は保安林に指定されており、このような状況を踏まえ、工事の実施に当たっては、土地の形質変更や森林伐採を行う面積の最小化、土工量の抑制等保安林への影響を極力回避すること。

ウ 雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置による濁水の抑制などの環境保全措置を講じるとともに、工事完了後においても風力発電施設の設置場所や搬入路等からの土砂及び濁水の流出防止策を講じること。

エ 風力発電施設の設置及び附帯する道路の整備等による濁水の流入により対象事業実施区域周辺の生活環境及び地域産業へ影響が無いよう、対象事業実施区域及びその周辺の水源について調査、予測及び評価を行うとともに、影響が懸念される場合にはその影響の回避又は低減に努めること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域の周辺は、今ノ山鳥獣保護区が存在しており、森林鳥獣生息地の保護区として、森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があるため、風力発電施設の設置や道路の改変等による影響について調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には、風力発電施設等の配置等の再検討を行う等、保護区内の生態系への影響の回避及び低減に努めること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカやハヤブサ、サシバ、ハチクマ等の猛禽類の繁殖地又は渡りのルートとなっている可能性があり、県鳥でもあるヤイロチョウ等の希少な動物が生息している可能性もあるため、繁殖や渡り等に影響が無いよう調査、予測及び評価を行うとともに、バードストライク等の影響が懸念される場合は、その影響を回避又は極力低減すること。なお、サシバの調査

時期については、春の渡りの時期を4月中旬まで、秋の渡りの時期を10月中旬まで調査を追加すること。

ウ 対象事業実施区域内には、「高知県レッドデータブック 2018 動物編」において注目種とされているニホンリスが生息している可能性がある。そのため、風力発電施設の設置や道路の改変等による影響について調査、予測及び評価を行い、周辺の希少な動物への影響を回避及び低減すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺には、イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ及びシコクハコネサンショウウオのほか、土佐清水市の一部の地域のみが生息しているとされているトサシミズサンショウウオ等の希少なサンショウウオ類が生息している可能性があるため、現地調査により生息状況を把握するとともに、生息地への影響が懸念される場合には、その影響を回避すること。

また、調査は水中に限らず水の流れがない源流点を重点的に実施することや、調査時期については、5月上旬から6月下旬を含めること。

オ 風力発電機の機種を選定においては、当該地域の鳥類及びコウモリ類等へ影響が無いよう、カットイン風速及びフェザリング等の機能について検討し、バードストライク等の影響を回避又は低減すること。

カ 底生動物の調査地点については、源流部だけでなく、やや下流域を含めて検討すること。

(4) 植物

ア 対象事業実施区域内及びその周辺には、自然度の高い希少なアカガシ群落が残っており、風力発電施設の設置及び附帯する道路等の工事等によっては当該植生の生育環境へ影響を与える可能性があるため、風車の配置等の検討に当たっては、当該植生への影響を回避又は低減すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、希少な着生植物が生育している可能性があるため、生育状況について調査・予測及び評価をするとともに、当該植生への影響を回避又は低減すること。

ウ 対象事業実施区域内のすべての植物相を把握する場合において、同定困難種に関しては事後に検証ができるよう、証拠標本の採集を行うこと。ただし、「高知県レッドデータリスト（植物編）2020 改訂版」に挙げられている種等、その地域において生育数が少ない種や希少な種であることが想定される場合は、専門家の意見を聞くなど慎重な対応を行うこと。

エ 環境省の「足摺宇和海国立公園指定植物種（令和2年3月改訂版）」には、「高知県レッドデータリスト（植物編）2020 改訂版」に挙げられていない種が多くあるため、植物の重要な種を選定の参考にするるとともに、配慮が必要な種については調査項目に加え、予測及び調査を行うこと。

(5) 景観

ア 風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望特性、利用状況を把握したうえで、フォトモンタージュを作成し、垂直

見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観に影響がある場合には、風力発電施設等の配置等の再検討を含めた影響の回避又は低減を行うこと。

イ 主要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえるとともに、観光拠点の景観に配慮すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、三原村キャンプ場等が存在しており、景観変化等の影響が懸念されることから、今後、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの場への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響の回避又は低減を行うこと。

また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これら人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(7) その他

ア 風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等については、既設及び新設の道路や拡幅する道路の内容等について次回の準備書に詳細に記載するとともに、工事の実施に当たっては、周辺の生態系等への影響について調査、予測及び評価のうえ、影響が懸念される場合は、その影響を回避又は低減すること。

イ 風力発電設置場所について、事業実施区域が重なっている他業者の風車設置場所を併せて図示し、互いの風車間の距離についても次回の準備書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域はニホンジカの食害被害が多い地域であるため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮を行い、効率的かつ効果的に被害を低減させられる捕獲方法について調査すること。